**政令第八十一号**

復興庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第三条第四項中「九人」を「八人」に改める。

**附　則**

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第八十二号**

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項及び第八項から第十項までの規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十九号中「第十四条第十号」を「第十四条第一項第十号」に改め、同条中第四十八号を第四十九号とし、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八　原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第二条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、大臣官房は、内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策（化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。第十四条第二項において同じ。）の廃棄に係るものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第三条第一号に次のように加える。

ワ　孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第三号㉙において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第三条第二号中「関すること（」の下に「大臣官房及び」を加え、同条第三号中㊱を削り、㉟を㊲とし、㉘から㉞までを㉚から㊱までとし、㉗の次に次のように加える。

㉘　孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

㉙　㉘に掲げるもののほか、孤独・孤立対策の推進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

第九条第三項中「七人」を「九人」に改める。

第十四条中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第十四条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、企画調整課は、内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策（化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係るものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第二十条第三項中「三十六人」を「三十五人」に改める。

第二十九条第四号ニ中「水道及び」を削る。

第三十条第一号イ中「住宅」の下に「、水道」を加える。

附則第二条中「第二条各号に掲げる」を「第二条に定める」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく第二条第二項に規定する遺棄化学兵器の廃棄に関すること。

附則第三条第一項を削り、同条第二項中「及び前項に規定する事務」を削り、同項を同条とする。

附則第四条第二項中「前条第二項の表」を「前条の表」に改める。

附則第七条中「第十四条各号に掲げる」を「第十四条に定める」に改め、「附則第二条第一号」の下に「及び第二号」を加える。

附則第八条中「附則第二条第二号」を「附則第二条第三号」に改める。

**附　則**

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

宮内庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第八十三号**

宮内庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）附則第二条第七項において準用する同法第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

宮内庁組織令（昭和二十七年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「七人」を「六人」に、「四人」を「五人」に改める。

**附　則**

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄